

議案第 32 号

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年 12 月条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第 91 条に規定する専攻科及び旧学校教育法第 97 条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

提案理由

学校教育法の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。